

日本アルコール関連問題学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は日本アルコール関連問題学会と称する。その英語名を JAPANESE SOCIETY OF ALCOHOL-RELATED PROBLEMS とする。

第2条 本会の事務局は神奈川県横須賀市野比 5-3-1 国立病院機構久里浜医療センター内に設置する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会はアルコール関連問題の改善のために努める医師を始めとするコメディカルスタッフ、及びその他さまざまな職種の人々の相互の研究、交流ならびに関連諸学会との連携の強化を図り、よってわが国のアルコール関連問題の解決に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 年1回の定期総会と年次学術集会の開催
2. 会員の研究促進と資質の向上を図るための諸活動
3. 学会誌ならびにニュースレターなどの刊行
4. 内外におけるアルコール関連諸団体との交流
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は以下に定める資格を持ち、理事会で承認されたもの。

1. 正会員 アルコール関連問題に関心を持ち本会の目的に賛同するものとする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を援助する個人または団体とする。
3. 名誉会員 本会の発展に多年功績のあった会員で、理事会により推挙され、評議員会及び総会の賛同を得たものとする。

第6条 会員は年会費を納入しなければならない。年会費の額は細則に定める。

第7条 会員のうち年会費の納入を2年以上にわたり怠った者、または本会の名誉を損なうか、あるいは目的に違反する行為があり理事会で退会を命ぜられたものは除名する。

第8条 会員が退会を希望するときは当該年度分の年会費を納入した上で、退会の意思を学会事務局に申し入れ退会することができる。

第4章 組織及び役員

第9条 本会は地域ブロック毎に支部を設置する。各支部の自発的な活動や地域でのネットワークを優先し、本会はその連合体としての有機的な活動や全国的ネットワーク活動に専念する。

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 評議員 100名ないし200名以内
6. 事務局長 1名

第11条 理事長は会務を総理し、本会を代表する。

第12条 副理事長は理事長を補佐し、理事長がその職務を遂行出来ないときは、その職務を代行する。

- 第13条 理事は理事会を組織し、理事長を議長として本会の会務に関する事項を決議し執行する。なお理事が理事会に出席できないとき、当該理事は評議員をもって代理を依頼することができる。理事会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
緊急を要する場合、書面またはファクシミリまたは電子メールにより理事の意見を求めることができる。
ただし、事後に理事会の承認を求めるものとする。
- 第14条 監事は本会の会務の執行状況と財産の管理状況を監査する。
- 第15条 評議員は評議委員会を組織し、会則に定める事項、理事会の諮問の合った事項、その他必要と思われる事項について助言する。なお評議員会は当該年度の年次学術集会の時に開催し、議長は会長が努める。また理事会の決定または評議員の3分の1以上の要請にもとづいて臨時評議員会を開催することができる。
- 第16条 事務局長は理事会の決定にもとづき、事務を処理し会務の円滑な実施を執り行う。必要に応じて事務処理のための職員を置くことができる。
- 第17条 理事長は理事の互選によって選出する。理事、監事及び評議員は別に定める細則により選出する。副理事長及び事務局長は理事長の推薦によって選出する。
- 第18条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。
- 第19条 理事会が必要と認めた時、各種委員会を設置し理事、評議員及び正会員の中から委員を任命することができる。なお総務・将来検討委員会および編集委員会は常設とする。総務・将来検討委員長、編集委員長は理事長が任命し、総会で承認を得る。委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

第5章 総 会

- 第20条 本会の事業及び運営に関する重要事項や会則の変更などを審議する最高決議機関として総会を毎年開催する。
- 第21条 通常の総会は年次学術集会地で会長が召集し議長を努める。
- 第22条 総会は正会員の現在数の10分の1の出席を持って成立し、議決することができる。ただし当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明し、また他の正会員に表決を委託したものは出席者とみなす。
- 第23条 総会の議決は出席者の多数決を持って可決される。賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第24条 臨時総会は理事会または評議員会の決定、もしくは正会員の10分の1以上の要請により、2ヶ月以内に開催しなければならない。

第6章 年次学術集会

- 第25条 本会は毎年1回総会開催地において学術集会を開催する。
- 第26条 本会は学術集会を主宰する会長を任命する。会長は個人会員の中から理事会において推薦し、評議員会の議を経て総会において選任する。なお会長の任期は1年とし、理事会に出席することができる。

第7章 資産及び会計

- 第27条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第28条 本会の資産は財産目録に記録された財産、年会費、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、寄付金品及びその他の収入より構成される。

第29条 本会の資産は理事長が管理運用し、毎年監事が会計監査し、その結果を理事会、評議員会での審議を経て総会で報告し、承認を得る。

第8章 そ の 他

第30条 組織改定、役員を選出規定、年会費の改定などについては細則でこれを定める。

第9章 付 則

1. 本会則は平成11年6月15日より実施する。
2. 平成12年6月17日より第3条、第5条、第13条、第19条、第22条、第24条を改定、第9章を挿入。
3. 平成20年6月20日より第19条を改定。
4. 平成24年9月6日より第13条を改定。
5. 平成30年9月10日より第19条を改定。

以上

日本アルコール関連問題学会細則

第1章 会員の権利

- 第1条 会員の権利を次のように定める。
1. 機関紙への投稿
 2. 総会及び学術集会、その他本会の行う事業に参加すること
 3. 学術集会において発表すること
 4. その他

第2条 本会の年会費を次のように定める。

1. 正会員
 - (1) 普通会員 4,000 円
 - (2) 評議員 6,000 円
 - (3) 理事 11,000 円
2. 賛助会員 30,000 円
3. 名誉会員 無 料

第2章 役員を選出

第3条 理事・評議員・監事の選出は次のように行う。

1. 理事，評議員の定数は地域ブロック、職能、事務局毎に以下の数を目安とする。

地域代表役員	理事	評議員
北海道ブロック	3	10
東北ブロック	2	10
関東甲信越ブロック	5	30
東海北陸ブロック	4	20
関西ブロック	4	20
中国四国ブロック	4	20
九州ブロック	3	20
産業ブロック	4	10

職能代表役員	理事	評議員
保健士	2	10
看護師	2	10
PSW	2	10
心理療法士	2	10
作業療法士	2	10

事務局	理事	評議員
	4	6
理事長	1	

副理事長	1
事務局長	1
理事	1

2. 理事、評議員の選出は各地域ブロック、各職能毎にそれぞれが行い、理事会、評議員会、総会の承認を得る。
3. 事務局枠の役員は理事長の指名によりなされ、理事会、評議員会、総会の承認を得る。
4. 監事の選出は理事会において理事の中から行き、評議員会、総会の承認を得る。

第3章 組織及び会則の改正など

第4条 組織及び会則の改正は理事現在数の3分の2以上、評議員現在数の3分の1以上及び会員現在数の15分の1以上の承認を得なければならない。

第4章 付 則

1. 平成15年5月30日より第2条の1を改定。
2. 平成18年6月23日より第3条の1を改定。
3. 平成19年6月22日より第3条の1を改定。
4. 令和2年4月1日より第2条の1を改定。
5. 令和4年9月8日より第3条の1を改定。